

消費生活情報

～送り付け商法にご注意ください～

相談事例

▽自宅に美容液と請求書が送られてきた。注文した覚えはなかったが、家族が注文したのかと思い、受け取った。しかし誰も心当たりはない。どうすればよいか。

(30歳代・女性)

▽海外から自宅に、注文していない手提げかばんが届いた。開封してしまっただが、代金を請求されたら、支払わなければならぬのか。

(50歳代・男性)

アドバイス

送り付け商法とは、注文していない商品を勝手に送り付け、購入したものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。従来は、原則その商品の届いた日から起算して14日間経過すれば、処分が可能となっていました。

今般、特定商取引法の改正により、本年7月6日以降に、一方的に届けられた商品は、直ちに処分することが可能となりました。

この点も含め、送り付け商法に関する考え方のポイントは次の通りです。

▽注文していない一方的に送られてきた商品は、契約が成立しておらず、代金の請求があっても支払う義務はない。また商品の返送義務もない。

▽誤って金銭を支払った場合でも、返金を請求することができぬ。

▽海外から消費者に送り付けられた商品であっても特定商取引法(国内法)の規定が適用される。

トラブル防止のポイント

▽家族が注文したり、贈答品などの場合もあり、配送時にまず商品名や宛先・送付元などを確認する。

▽注文した覚えのない商品は受け取らない。また家族宛ての場合は本人に確認し、受領する。不審な場合は、配送業者に対し受取拒否や保留扱いの申し入れを行い、業者に直接連絡をしない。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎43-7106)
※市役所南棟にあります。
相談日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時
※祝日・年末年始は除く。

高血圧予防教室「脱☆高血圧 血圧ミラクルチェンジ！」

2回のシリーズ講座です。

◎栄養編：高血圧の恐ろしさ、減塩のための食事改善のヒント

持参するもの ある場合は、健診結果や血圧手帳など

参加特典 自宅の味噌汁50ml程度を持参すると塩分濃度を測定できます。

◎運動編：自宅でできる運動

持参するもの 飲み物・タオル

※動きやすい服装でお越しください。

①栄養編：協和公民館

とき 10月14日(木)14時～15時30分

①運動編：リ・フレ

とき 11月18日(木)13時30分～15時

②栄養編：リ・フレ

とき 11月1日(月)10時～11時30分

②運動編：リ・フレ

とき 11月18日(木)13時30分～15時

③栄養編：上下保健センター

とき 11月9日(火)10時～11時30分

③運動編：上下保健センター

食料品や日用品の販売店、医療機関や行政サービスなど、生活に密接に関わる在宅生活を支えるための情報を掲載しています。

対象 65歳以上のみの世帯の人

配布場所 介護保険課、地域包括支援センターサブセンター府中(府中市民病院内)、上下支所、上下保健センター

料金 無料
問い合わせ先 介護保険課
(☎40-0223)

べんりじやのーとを配布

